

防人3第6524号  
2. 12. 26  
一部改正 人3第4980号  
8. 9. 25  
防人制第7520号  
18. 7. 31  
防人計第354号  
19. 1. 9  
防人制第3461号  
19. 3. 30  
防人計第8444号  
19. 8. 31  
防官文(事)第18号  
27. 10. 1  
防人給(事)第170号  
28. 4. 1

防衛大学校長

殿

防衛医科大学校長

事務次官

期末手当又は勤勉手当の基礎額の加算について（通達）

防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号。以下「令」という。）別表第5の2教育職俸給表(一)の項に規定する防衛庁長官の定める職員等に関し、下記のとおり定め、平成2年4月1日から適用することとされたのでこの実施に遺漏のないよう期せられたい。

記

- 1 令別表第8教育職俸給表(一)の項に規定する防衛大臣の定める職員は、職務の級が4級の職員にあっては次に掲げる職員とする。
  - (1) 防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和29年総理府令第39号。以下「組織規則」という。）又は防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和48年総理府令第65号。以下「編制

省令」という。)に規定される官職で次に掲げるもののいずれかを占める職員

ア 副校長

イ 教務部長

ウ 図書館長

エ 医学教育部長

オ 病院長

カ 防衛医学研究センター長

(2) ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞、日本学術院賞を受賞した職員若しくは文化功労者に選定された職員

(3) 前2号に該当する者の数が各年度6月1日現在における教育職(一)4級である職員数に100分の40を乗じて得た額(以下この項において「4級定数枠」という。)に満たない場合には、前2号に該当する職員の数と合わせた4級定数枠を超えない数の範囲内で、次のいずれかに該当する職員のうちから防衛大学校又は防衛医科大学校の学校長(以下「学校長」という。)が指定する職員(前2号に該当する職員を除く。)

ア 組織規則又は編制省令に規定される官職に該当する職員(教授会の委員を除く。)

イ かつて第1号に掲げる官職を占めていた職員

(4) 第1号及び第2号に該当する職員並びに第3号により指定される職員の数と合わせて4級定数枠を超えない数の範囲内で、次のいずれかに該当する職員のうち学校長が指定する職員

ア 学科(教授の各年度6月1日現在の現員が5名以上である学科に限る。)の主任

イ 学校長又は防衛医科大学校の病院長(以下「病院長」という。)が、指名又は指定を行う委員会等の委員のうち、特に重要な事項を審議する委員会等の委員(年4回以上開催することを通例とする委員会等の委員に限る。)

ウ 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する審議会等の委員等法律又は政令により設置された官職を併任する職員

エ かつて第3号アに掲げる官職を占めていた職員

(5) 第1号及び第2号に該当する職員並びに第3号又は第4号により指定される者の合計数がおお4級定数枠に満たない場合には、第1号及び第2号

に該当する職員並びに第3号又は第4号により指定される者の数と合わせて4級定数枠を超えない数の範囲内で教育、研究その他の業績に対して国内外から顕彰された職員又は業績、職責が前各号に掲げる者と同等であると認められる職員のうちから学校長が指定する職員

2 令別表第8教育職俸給表(一)の項に規定する防衛大臣の定める職員は、職務の級が3級の職員にあっては次に掲げる職員とする。

(1) 教授である職員

(2) ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞、日本学術院賞を受賞した職員又は文化功労者に選定された職員

(3) 組織規則又は編制省令に規定される官職のいずれかに占める職員

(4) 前3号に該当する職員の数が各年度6月1日現在における教育職俸給表(一)3級である職員数に100分の20に乗じて得た数(以下この項において「3級定数枠」という。)に満たない場合には、前3号に該当する者の数と合わせて3級定数枠を超えない数の範囲内で、次のいずれかに該当する職員のうちから学校長が指定する職員

ア 学校長又は病院長が指名又は指定を行う委員会等の委員のうち、特に重要な事項を審議する委員会等の委員(年4回以上開催することを通例とする委員会等に限る。)である職員

イ 国家行政組織法第8条に規定する審議会等の委員等法律又は政令により設置された官職を併任する職員

ウ かつて第3号に掲げる官職を占めていた者

3 学校長は、前2項の規定による前年度の実施状況を毎年4月末日までに別紙様式により人事教育局長あて報告するものとする。

機関名 \_\_\_\_\_

		6月1日現在員	定数枠	1区分上位の加算割合適用者数	
				6月	12月
教(一)4級	期末手当				
	勤勉手当				
教(一)3級	期末手当				
	勤勉手当				